

申2号「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する説明申し入れ(その2)③

第12項 指導担当等と支社企画部門社員および当務主務が乗務した場合に、労働基準法施行規則第32条及び第32条の2に基づいた、労働時間と休憩時間について明らかにすること。

- ・支社企画部門社員は乗務員勤務は適用しない。作業ダイヤの中で乗務する。
- ・「日勤」「変形」「交代」の勤務種別に定められた休憩時間を付与する。
- ・労働基準法施行規則第32条に基づかない。

第13項 短時間行路枠を標準数の算出基礎とするのか明らかにすること。

- ・標準数の算出基礎は、業務量の目安である。
- ・標準数は業務量の積算である。
- ・乗務員の場合は、列車本数が業務量であり、それをまわせる人数が標準数であることになりはしない。
- ・標準数よりも、どのように社員の配置をおこなっていくかが肝である。

第14項 短時間行路に乗務する対象者に対する予備組の勤務指定の有無について明らかにすること。

- ・支社企画部門社員は変形勤務なので、予備組ではない。
- ・指導担当等と当務主務についても、予備組ではない。

第15項 短時間行路に乗務する育児・介護勤務適用者にとってのメリット・デメリットを明らかにすること。

- ・選択肢が広がるため、メリットしかないと思っている。
- ・育児介護Aの期間を延長してほしいなどの意見があることは承知している。
- ・現在、育児介護Aの行路は日中帯にしかないのので、早朝もつくり選択肢を増やす。
- ・会社としても努力するが、社員の自助努力が必要である。

第16項 就労と育児・介護の両立が出来ないために退職した人数を明らかにすること。

- A・全くないわけではないが、微々たるもの。片手で足りるか足りない程度。
- Q・一人でも本人にとっては重大なことだ。無くしていくことが変革2027年に謳われていることではないのか。その認識はズレてはいないか。
- A・運用に課題があるか考えるところはある。ゼロに近づける努力はしないとはいけなない。
- Q・再就職支援制度の呼びかけはするのか。
- A・実際に使っている人もいるし、他にもいろいろな選択肢を検討していく。

第17項 地方線区において育児・介護勤務Aの希望者がいる場合、職場ごとの日中帯における短時間行路の設定の有無について明らかにすること。

- A・一般線区、稠密線区問わず作成していく。
- Q・育休から復帰した際に、短時間行路がない場合は対応できるのか。
- A・申請があれば準備する。変行路でつくる。
- Q・線区ごとの形態や箇所の実態があるので地方での議論を保証していただきたい。
- A・行路の中身は区所ごとに声が出ている。やいやすい行路になるようにつくっていく。
- ・地方の日中帯の行路作成は難しいがニーズに合わせて努めてやっていく。

その④へ続く